

【別紙】

① 不適正な大量請求の類型及び要件（定義）		② 請求者への要請	③ 請求者が要請に応じない場合
A	害意ある大量請求 次の(1)～(3)のいずれかに該当すること (1) 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とした大量請求であること (2) 特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とした大量請求であること (3) その他の明らかな害意が認められる大量請求であること	請求の取下げ要請	権利濫用を理由に公開拒否決定
B	請求対象文書が特定されない大量請求 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求であること	補正の要請	請求対象が特定されないことを理由に公開拒否決定
C	超大量請求 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合であること	請求書を受領する前に当該請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。	相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は <u>条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求</u> として、 <u>条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする</u> 。この場合は、請求があった日から15日以内に別記様式により請求者に通知する。

【現在の要綱の主な問題点】

- ① そもそも現実に行われる濫用的な請求を、上記のように「A」「B」「C」と類型化することは困難であること
- ② 類型「B」や「C」の請求のように、請求された対象文書の量のみを理由に公開拒否決定をすることは、要綱制定後の裁判例で示された請求権濫用の判断基準に適合的なものとはいえず、仮にこれらの判断基準で公開拒否決定をすれば違法な決定となる可能性があること
- ③ 「害意」や「実施機関の事務遂行能力を減殺させる目的」といったものを具体的にどのような事情により認定するのが示されていないこと